

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1707号

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則
平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則（規則第6-1528号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（平成18年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第56号）の施行の日（以下「平成21年条例施行日」という。）において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該各号に定める額に100分の99.59を乗じて得た額（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定める表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなるもの（委員会で定めるものを除く。）には、その差額に相当する額から、<u>その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u>を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が委員会の定める額（平成21年条例施行日において減額改定対象職員である者にあつては、当該委員会の定める額に100分の99.59を乗じて得た額（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定め</p>	<p>（平成18年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第56号）の施行の日（以下「平成21年条例施行日」という。）において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該各号に定める額に100分の99.59を乗じて得た額（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定める表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなるもの（委員会で定めるものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が委員会の定める額（平成21年条例施行日において減額改定対象職員である者にあつては、当該委員会の定める額に100分の99.59を乗じて得た額（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定め</p>

る表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(委員会の定める職員にあっては、委員会の定める額)(平成21年条例施行日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額又は当該委員会の定める額に100分の99.59を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定める表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、平成18年改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 (略)

る表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(委員会の定める職員にあっては、委員会の定める額)(平成21年条例施行日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額又は当該委員会の定める額に100分の99.59を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定める表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 (略)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。